

上海市人民政府は地域本社に関する新政策を発行

著者：シャーリー・レン、北川恵子

2017年11月

2016年末において、上海には580の地域本社と本社機能を有する機関が存在しています。上海において、より多くの多国籍企業に対して地域本社を設置することを誘致するために、上海市人民政府は2017年1月27日に多国籍企業の地域本社設立を促進するための上海市の条項の修正とその発行を行いました。新規の第9条項は、2017年2月1日に発効され、2022年1月31日まで有効となっています。

定義

第9条項の定義では、多国籍企業のRH「地域本社」とは、海外の親会社の投資による、または複数の国から構成される一つの地域において企業を経営すること、そして企業に対しサービスを提供する機能を果たすことを海外の親会社が認可することにより設立された一会社である本社を指します。RH「地域本社」は、独立した法人格を持つ100%外国法人所有の企業「WFOE」の形態で設立されなければなりません。

RH「地域本社」に加えて、多国籍企業の「本社機能を有する機関」である「IHF」にも、地域本社のために用意された政策が適用されることになりました。第9条項の定義では、IHF（本社機能を有する機関）は、地域本社とみなされる基準を満たしてはいませんが、複数の国から構成される一地域において海外の親会社の支援サービスを行うWFOE（100%外国法人所有の企業）（その支店を含む）を指し



ています。これらのサービスには、経営陣の決定、資本管理、調達、販売、物流、決済、研究開発、訓練およびその他の支援サービスが含まれます。RH（地域本社）とは異なり、独立した法人格であることはIHF（本社機能を有する機関）の要件ではないので、WFOE（100%外国法人所有の企業）の支店もIHF（本社機能を有する機関）としてみなされることが可能です。

RH（地域本社）またはIHF（本社機能を有する機関）としての認定条件

第9条項での要件では、申請会社が以下の要件をすべて満たすことができれば、同社をRH（地域本社）とみなすことが可能です。：

- RH（地域本社）とは、独立した法人格を持つWFOE（100%外国法人所有の企業）でなければなりません。

- RH（地域本社）の親会社が米ドル4億ドル以上の総資産を所有することが要件となっていますが、サービス部門内のRH（地域本社）は、親会社の総資産が米ドル3億ドル以上所有していることで許可されています。

- RH（地域本社）の親会社が中国に投資した登録資本の総額は、累計で米ドル1000万ドル以上でなければならず、RH（地域本社）は中国で3社以上の企業（支店を除く）を営営する権限を与えられていること、もしくはRH（地域本社）は 中国内外の6社以上の企業を営営する権限を与えられていることが要件です。しかしながら前述の要件がほぼ満たされ、同社が現地の経済の発展に大きく貢献した場合は、これより低い基準が適用可能かもしれません。

- RH（地域本社）の登録資本金は米ドル2百万ドル以上でなければなりません。

第9条項での要件では、申請会社が以下の要件をすべて満たすことができれば、同社をIHF（本社機能を有する機関）とみなすことが可能です：

- IHF（本社機能を有する機関）とは、独立した法人格を持つWFOE（100%外国法人所有の企業）またはWFOEの支店でなければなりません。

- IHF「本社機能を有する機関」の親会社は米ドル2億ドル以上の総資産を所有し、中国で少なくとも2社のWFOEに投資しており、これには上海に置かれたWFOE（100%外国法人所有の企業）一社が含まれていることが要件です。

- IHF（本社機能を有する機関）は米ドル2百万ドル以上の登録資本金を所持しなければなりません。そしてIHFが支店の形態で設立される場合は、本社が支店に充当する運用資金は米ドル2百万ドル以上でなければなりません。

上海商務委員会（"CoC"）はRHおよびIHFのステータスを認定するための有能な政府機関

であり、このステータスの認定は申請を受理してから8営業日以内に決定が下されます。CoCはそれに加えて登録政府機関、税務署、関税局、外為管理、人事・社会保障局などの様々な関係当局間の調整作業も担当しています。

優遇政策

第9条項によると、財政的インセンティブ（例： 設立、施設のリース、アップグレードなどの補助金）をRH（地域本社）に授与することが可能かもしれません。詳細の施行策は後ほど公布される予定です。また資金管理、人員移動（外国人および中国人の従業員を含む）の許可、および輸出入貿易などの日常業務に関する便益も、RH（地域本社）またはIHF（本社機能を有する機関）に提供されます。

コメント

- 上海の旧規制が改正され、投資会社の部門としてのRHと経営会社としてのRHは廃止されました。しかし RH（地域本社）としての条件が満たされている限り、RHとしての認識は適用されます。

- IHF（本社機能を有する機関）としてのステータスの認識の要件は、RH（地域本社）の要件に比べ、はるかに水準が低くなっています。それゆえ上海にある多くの外国企業がこの恩恵を受けることができます。

- RH（地域本社）またはIHF（本社機能を有する機関）はWFOE（100%外国法人所有の企業）（またはIHFの場合はWFOEの支店）でなければなりません。中国外とのジョイントベンチャーには適用されません。

- サービス部門におけるRH（地域本社）としてのステータス認識のための閾値は低下しています。

- 上海市の規則のなかで、地区レベルの政府からの支援が許可されることが初めて規定されました。したがって地方自治体は、自らの方針を定める余地が広がりました。

- 優遇政策に関する詳細な施行ルールはまもなく公布される予定です。

著者:



シャーリー・レン、シニアアソシエイト
shirley.ren@eigerlaw.com



北川恵子、日本顧客部門代表者
keiko.b.kitagawa@eigerlaw.com

DISCLAIMER

This publication is not intended to provide accurate information in regard to the subject matter covered. Readers entering into transaction on the basis of such information should seek additional, in-depth services of a competent professional advisor. Eiger Law, the author, consultant or general editor of this publication expressly disclaim all and any liability and responsibility to any person, whether a future client or mere reader of this publication or not, in respect of anything and of the consequences of anything, done or omitted to be done by any such person in reliance, whether wholly or partially, upon the whole or any part of the contents of this publication. This work is licensed under the Creative Commons Attribution-ShareAlike 3.0 Unported License. To view a copy of this license, please visit <http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>.